

平成 23 年度（2011 年度） 試行版 HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート

はじめまして！ヒューマン・ライツ・レポートです。このレポートは、箕面市の職員による人権行政研究会というチームが作りました。市内を取材することで、箕面の人権をめぐる実態を知り、課題を学び、広く伝えることで、市民と職員が共通認識に立ち、互いの情報を共有した上で、人権文化のまちづくりに向けてともに考えるために発行します。

まだ「試行版」ですが、今後、皆様のご意見を聞きながらよりよいものにしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします！

さて、研究会として、まずは個人の生活が社会の情勢と密接に関わっていること、特に雇用状況の悪化から、それに関連する各種の人権課題があることを意識しながら取材し、編集を進めたいと考えました。そこで、今年度版では、就労の問題に深く関わり、人権を大切にしながら取組を進めておられ、箕面市を特徴づけている二つの団体を取り上げます。



障害者事業所の一つ

豊能障害者労働センター

(坊島 1-7-17、第二中学校正門向かい)

去る2月16日に7名で訪ねたところ、担当の田岡ひろみさんから一時間半にわたってていねいな説明を受けました。このセンターは、関係者から略して「労セン」と呼ばれています。



写真1 3月は工事中でした



写真2 現在の様子

【その目的と歴史】

このセンターは「国際障害者年」翌年の昭和57年（1982年）、桜井で6名により設立されました。いまの代表者は小泉祥一さんです。箕面版NPO（市条例による登録）ではありますが、法人格をもたないのでいわば「小泉商店」のようなものです。従来の福祉的就労（*1）によると、わずかな工賃しか得られず、障害者の生活自立のための所得保

障には程遠いことから、昭和62年(1987年)から箕面市は障害者雇用助成制度を設け、「社会的雇用」(*2)に向けた一歩を踏み出しました。

この労センの他に、市内には雇用助成制度の対象となっている障害者事業所が4つありますが、指導する人・される人という関係でなく、障害者と健常者が対等に運営を共に担って働かれています。実態として障害者の就労が増えていけば、啓発や交流などは必要なくなるのではないかと田岡さんらは考えています。

【集まる人々と働き方】

支援学校高等部から実習に来られるので、やはり高等部経由の就労が多いのと、一般就労したもの、周囲の理解がなくて転職してこられるケースがあるそうです。企業の経営者が障害者の就労に前向きでも、職場の同僚の理解がなくてはやっていけないといいます。その他、中途障害のかた、報道番組を見て訪ねてこられるかた、障害者手帳はないが長らく引きこもり状態だったかたもいます。引きこもりだったかたは、まず生活リズムをつくることから始めます(これは次項「パーソナル・サポート」との共通項になります)。

ここでは基本的に人に仕事を合わせます。健常者も含めて、工程を細分化するなどの工夫をされています。例えば、企業から発注を受けている包装へのラベル貼り(写真3)も、ゲージを作ればできるので、ゲージを作る人・ラベルを貼る人とそれぞれ担当を決められています。当日は、その他に機関紙の印刷も見せていただきました。



写真3 ラベル貼りの作業風景

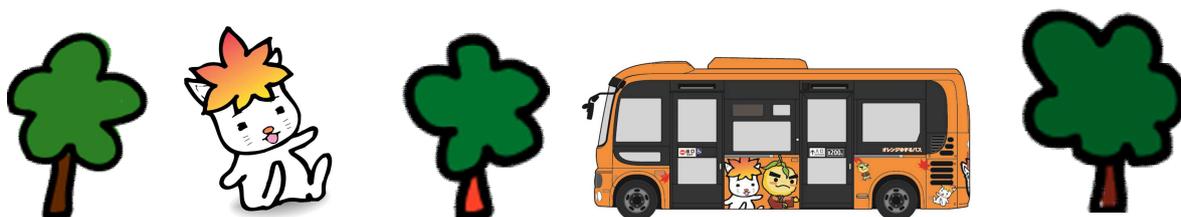
ここでは、衣類（障害者のデザインによるオリジナルTシャツ、トレーナーなど）に雑貨（バッグ、ポーチなど）と、さまざまな物品を販売されており、各種イベントも頻繁にされているので、市民の皆さんもどこかできっと労センに出会っておられると思います。その他、箕面市ならではの仕事としては、「もみじの天ぷら」に使う塩漬けの葉の軸切り作業もされています。

【福祉的就労の問題点】

全国で多数を占める「福祉的就労」の場（作業所や就労継続支援B型など、*3）では、障害者の工賃は全国平均で約13,000円/月というのが現状です。しかし、箕面市においては昭和57年（1982年）以降、福祉の中に「労働に軸足をおいた」施策がすすめられ、障害者に可能な限り賃金（工賃）を保障してきました。市の雇用助成制度の対象となっている障害者事業所は最低賃金を保障し、また、大阪府の作業所助成金をとっている作業所にも市が独自の助成金の上乗せをして、「共に働く」働き方を支えてきました。ところが、平成23年度（2011年度）で府の助成金がうちきりとなり、作業所制度をとっているところは、市独自の雇用助成制度による障害者事業所か、国制度による障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型など）のどちらかへの移行を余儀なくされました。就労継続支援B型は、経営上、障害者には月数千円から1万円台前半の工賃しか渡らないことが多く、この制度に移行した作業所は、障害者の工賃をかなり下げざるを得なくなる見込です。

箕面市は、国の制度改革にあわせて、市独自の「社会的雇用」を国制度化するよう、平成22年度（2010年度）及び平成23年度（2011年度）に3度にわたって、国や民主党に要望書を提出しました。

障害のある人が、地域でさまざまな人とつながりながら、市民として自立した生活をおくるためには、単なる居場所ではなく、「共に働く」場の確保と所得保障が必要であると労センは考えています。



【障害者の生活と社会】

ノーマライゼーションからインクルージョン（社会的包摂）へ、そして医学モデルから社会モデルへと、国際的に考え方が変わってきました（*4）。日本は「障害者の権利条約」をまだ批准していませんが、例えば教育の分野では支援学校があるように、原則は分離教育です。就労も採用条件が「自力通勤、介護を必要としない者」とされていることが多いです。したがって、人としてあたりまえの生活を保障するために、まだまだ法律などの整備が必要だと考えられます。

労センは、誰もが何らかの役割を果たす社会を求めて活動しておられます。引きこもりの人の場合でも、健常者も障害者も共にその支援者になれます。例えば、引きこもっていたためにバスに乗ることに抵抗のある人は、時刻表などにとても詳しい障害者スタッフと一緒にバス停まで行き、バスに乗るまで見送られる、ということが続けます。不登校の子どもが、介護のボランティアをすることによって変わっていきますし、また、障害者が健常者を変える場でもあるわけです。田岡さんは、自分も初めは迷うことが多かったが、いまは「ときほぐされる自分」を日々体感しているとのことでした。

【震災支援と災害対策】

機関紙「積木」を通じて東日本大震災の支援を呼びかけ、「ゆめ風基金」（*5）に救援金を届けているほか、労センが全国に販売する障害者市民事業ネットワーク・カレンダー1,000本を被災地の仮設住宅での安否確認に利用してもらうため、届けました。また、独自に制作するTシャツの売上の1割を救援金として届けています。

障害者にとっての災害対策としては、まず情報集約の仕組みづくりが必要だといわれています。個人情報保護の問題もありますが、いまの「要援護者」の位置づけは「手上げ方式」なので外れる人が出てきます。また、障害者でも日中在宅の人はあまりいません。就労、デイサービス等でどこにいるのか、を把握する必要があります。日頃、どの事業所も日々の事業運営に必死で、避難訓練や近隣地域との連携ができていないのが現状とのことでした。

【今後の展望】

社会的雇用を求める障害者事業所側の連帯度合いはどうかと尋ねると、以前は疎遠だった障害者団体、ワーカーズ・コレクティブ、協同労働の協同組合とも、事業を通じて交流が広がっているとのこと。かつて他者を排除しがちな社会運動もありましたが、そういう固執のようなものは崩れてきており、2012年は「国際協同組合年」で、障害のある人や働きにくさを抱えた人も経営を担う運動が提起されているそうです。

* 用語説明

1 福祉的就労

作業所・授産施設などで、福祉サービスの利用者として働き、賃金水準は毎月13,000円程度で、最低賃金制の適用がない。したがって、保護的・訓練的な側面が強く、障害者の経済的自立に至らない。

2 社会的雇用

一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場。一般就労には至らないが「働きたい思い」をもった障害者が、たとえ重度の障害があっても、適切な配慮と職場環境の整備がされていれば、自らの能力・適性に合わせて働くことができ、かつ自立して生活するに足る賃金を受け取ることができるようにする制度。

箕面市は、平成22年3月、平成23年2月、6月に国や民主党などに要望書を提出したほか、NHKテレビでも取り上げられたように、平成22年度から23年度にかけて、倉田市長が国の「障がい者制度改革推進会議」総合福祉部会員として国制度化を提案した。（くわしくは本市ホームページ参照）。

3 就労継続支援B型

「就労継続支援事業所」とは、障害者自立支援法に基づく就労継続支援のための施設で、一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活

動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する。A、B二種類の形態があり、「A型」は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇用型”。「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”。

4 ノーマライゼーション、インクルージョン、医学モデル、社会モデル

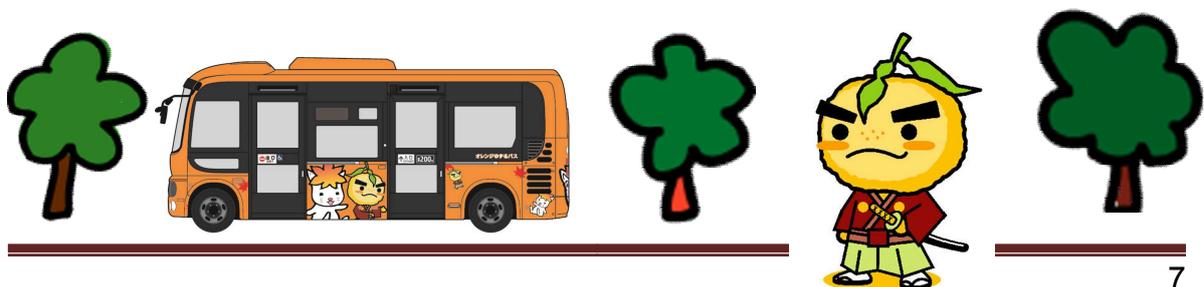
ノーマライゼーション（normalization）とは、障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが普通の社会であるという考え方。

（ソーシャル）インクルージョン（social inclusion）は「社会的包摂」と訳され、「すべての人が孤立せず、排除から援護し、健康で文化的に暮らせるよう、社会的に弱い立場の人々を、社会の一員として包み支え合う」という理念。EUなどでは近年、社会福祉の大きな政策課題とされ、平成12年に厚生省でまとめられた報告書においても、この理念を進めることが提言されている。

障害者の社会参加が困難なのは、心身に障害があることが原因（医学モデル）とは限らず、社会制度や人々の育った環境との関係によって困難性が変化する（社会モデル）というICF（国際生活機能分類）の考え方をもとに、「障害者の権利に関する条約」など国際的な動きが進められている。

5 ゆめ風基金

阪神淡路大震災における「障害者救援本部」「被災地障害者センター」の活動を契機として構想され、震災の5か月後に発足した、被災障害者を支援するNPO法人による基金。16年間の支援者は1万人あまり、基金は2億円を超え、この間海外も含めて地震・噴火・豪雨・台風などの被災地の障害者に届けられてきた。このたびの東日本大震災では基金のすべてが活用されている。



～取材を終えて～

職員A

プレハブの建物で柵も段ボールなので少し驚いたが、作業している人たちがみんな生き生きとして、障害者と健常者の違いもわからない職場の雰囲気、自分もこんな場所で働いてみたくなった。箕面市が全国で初めて障害者雇用助成制度を始めたという事実や、30年の歴史があることにとても驚いた。雇用形態や賃金のことでもまだまだ改善が求められるが、被災地などへの支援を含め社会とつながることで、さまざまなネットワークが広がり、結果的に障害の有無に関わらず、“社会に関わって生きる”ことになるのだとわかった。

職員B

「何らかの役割をもって社会の一員として生きること」と聞いて、健常者である私たちが「生きるため、生活のために働く」のとは本質的に違うと感じた。“違う”と感じる時点で、障害をもつ人を保護の対象として見ることから抜け出せない自分を発見した。財政的に解消できない課題は残るが、教育面ではいろいろできるのではないか。障害をもつ人とどう接したらいいかわからない、わからないから関わらない、という人間が少数派になれば少しずつ変わっていけると思う。

職員C

その人の特技、その人が「どうやったら働けるか」から始まる発想にはっとさせられた。「自分の方が一生懸命仕事をいっばいしているのに、もらう給料は一緒となると、エーというのが正直、最初あった。毎年仕事をする中で、今も気づかされることが多い」等々と聞くと、私自身「働くこと」についてもっと深く考える機会がほしいと思った。

職員D

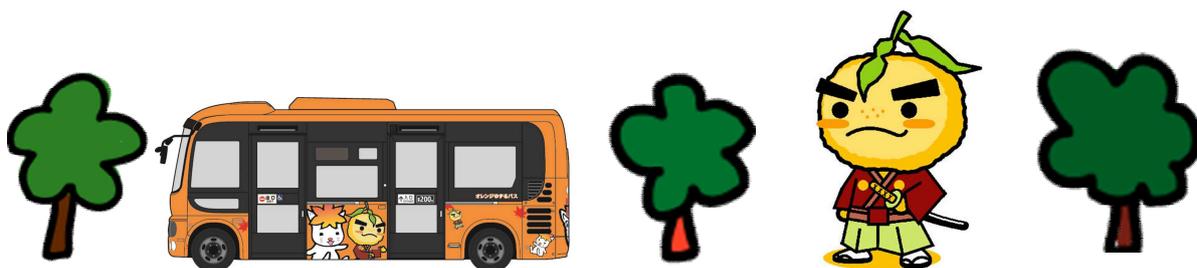
健常者と同じように「働く」必要はない、仕事が遅くてもできなくてもよい、横に居て一緒に居るだけでも障害者にとっては「働く」ことなんだ。このように労センでは「障害者の自立」という信念を持って強力にバックアップされている。障害者にとっての生活手段の選択肢を増やさねばならないし、生活全般において多様な概念を持ち、障害者と関わることが必要だと思った。障害者は健常者にはない力を、障害をもっているからこそその力をもち合わせており、障害者が働く姿を見て変わっていきける多くの健常者がいるに違いない。



写真4 後ろの棚に商品がズラリ



写真5 機関紙の印刷室



伴走型でその人に合った支援をコーディネートする

パーソナル・サポート・センター

(らいとぴあ21 内と、粟生団地内「あおぞら」)

こちらは2月8日に11名で訪ねたところ、「らいとぴあ21」では池谷啓介さん、「あおぞら」では坂東希さん、宮武由紀子さんの説明を受け、見学させていただきました。

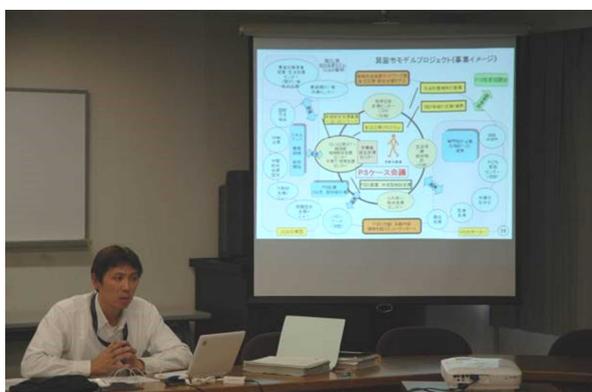


写真1 「らいとぴあ21」にて



写真2 「あおぞら」にて

【パーソナル・サポートとは】

パーソナル・サポート（以下「PS」とします）は、国がモデル・プロジェクトとして実施しているものです。本市ぐらいの規模（10万人程度）の自治体で行われる例が最も多く、近くでは豊中市や吹田市も取り組まれています。本市ではらいとぴあ21（萱野中央

人権文化センター)の指定管理者でもある特定非営利活動法人「暮らしづくりネットワーク北芝」が受託しています。相談と居場所づくりが大きな部分を占めますが、全国から注目を集めている取組です。

いまは職員8人で120ケースを担当しているとのことで、20~30代の「パラサイト・シングル」(学校卒業後に結婚せず、親に基本的生活を依存している人。山田昌弘氏による造語)からの相談(本人・家族も含めて)が多いそうです。親世代に「パラサイト」できるのが眞面の特徴だとも考えられるといえます。

【PSの長所】

PSは、本人のニーズに沿って寄り添い型の個別支援を行うもので(見守り型・伴走型)、例えば他の機関で発見した相談をPSが連絡をもらって、他の相談窓口への同行や、関係機関のコーディネートにあたります。

相談者の自立を応援し、中間就労(市の資源も活用、図書コーナーのボランティア、らいとぴあの管理など)も含めた支援を行っています。引きこもりだったかたも、徐々に外へのつながりがもてるように、ボランティア・実習などから始めて就労につなげます。

【粟生団地の「あおぞら」】

粟生間谷に新たに開設した理由は、これまでらいとぴあ21で受けた総合生活相談の件数が東部に多かったためだといえます。「たまり場」(社会的居場所)をつくることが目的で、利用者は常時10人程度いるそうです。ここは、就労することだけが目的ではなく、例えば生活保護+就労というように「自立応援プログラム」を一緒に考えます。

いわゆる「ニート」「引きこもり」と呼ばれるかたを対象にしているが、社会生活に適応しにくい発達障害や、障害かどうかの判断が難しいかたなど、様々で複合的な課題をもつ場合が多いとのこと。

「あおぞら」では、来所者が得意なことを活かして「米カイロ」(お米を材料に使ったカイロ。レンジで温めると15分ぐらいじんわり暖かく、繰り返し使える)を製作されています。エコ商品でもあり、販売によって本人の意欲向上と、「あおぞら」の活動資金づく

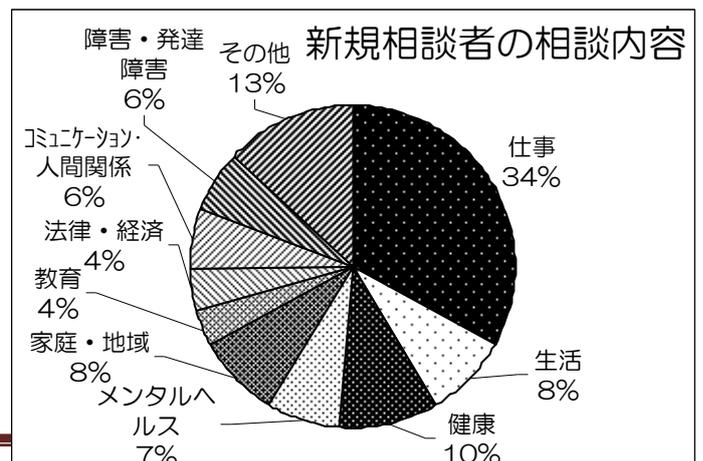
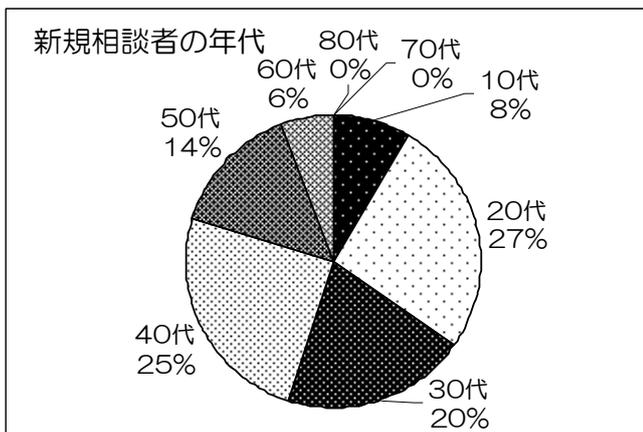
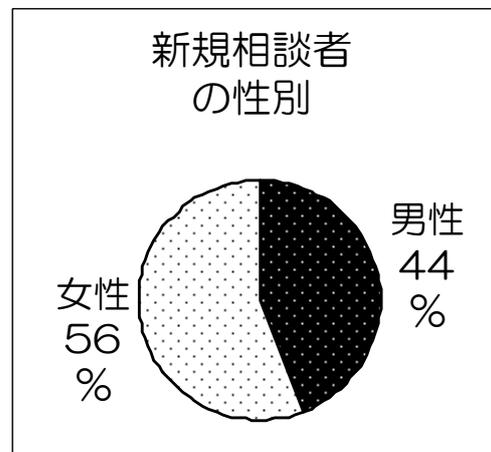
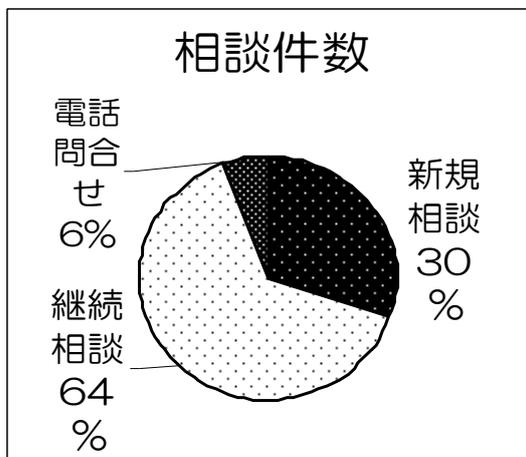
【課題や悩みごと】

家族の相談はあっても、本人の要求がない（閉じている）場合、時間をかけて情報を発信したり、味方だと言い続けることにしています。連絡を受けて訪問しても断られるケースもあるといいます。

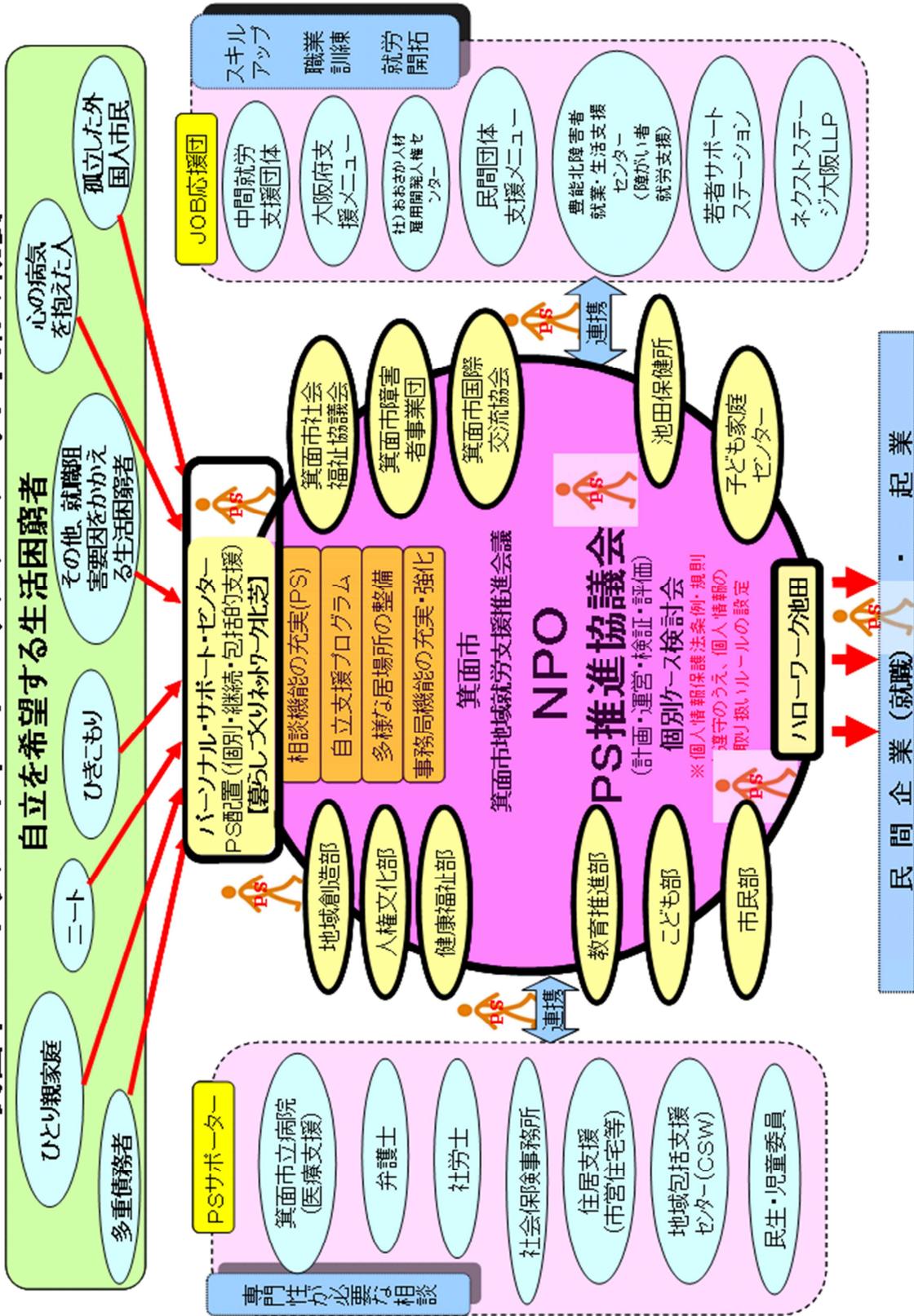
相談者の出口（仕事）の開拓が必要で、箕面には事業所が少なく、そこが弱いといいます。JOB 応援団として VISOLA にある「THE BODY SHOP」では、就労体験にご協力いただいています。

また、現実には他市町からの相談もコーディネート（他市町の窓口につなぐなど）しており、広域化が課題です。PS は、行政機関などの各現場がうまくつながって機能していれば必要ないものですが、現状としては上記のようなニーズがあるというのが実態です。

* 資料1 箕面市PS利用者統計・平成23年4月～24年1月（らいとぴあ分）



箕面市パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業の概要



～取材を終えて～

職員E

アウトリーチ（訪問支援）からスタートして次々につないでいくというのは、私には衝撃だった。制度に接触しにくい引きこもりが、もっと社会の問題として理解されて議論される必要がある。

PSとは、支援へのつなぎ役、窓口、居場所、支援方法、アクセス方法、ステップの開拓、活動・職種の名前ととても幅広い概念で、行政職員なら誰しもが持つべきベクトルのありようだと思う。

多くの人がPSの意識を持つことで、スモールステップの発見・開拓は大きく広がるから、発見したステップを最後まで形にするにはPSセンターが必要で、PSが充実するほど情報ステーション機能は必要とされる。契約の総合評価入札（コラム参照）との関連性も感じる。

職員F

制度や専門機関で型にはまった支援を提供するのではなく、その人本位で個別の支援を行う支援がPSで、寄り添い型、オーダーメイド型の支援。

一度社会に出ても行き詰まったらまた戻れる居場所があるし、「ボラバイト」のような形で「中間就労」として、市のカラス対策などの仕事を提供しているとのことだった。市役所でもライフプラザ型の窓口で対応しているが、「あおぞら」のような居場所づくりはNPOの方が適していると思う。

職員G

PSの所管は厚生労働省の就労対策部門でモデル事業だとのこと、民生委員からの相談も入り、「あおぞら」には退職校長も関わっていることなど、全く知らなかった。また、校長会で説明されて実際に活用している小中学校があるそうで、教育委員会内部をはじめ、広く周知が必要だと思う。

職員H

相談件数は120件ほどで、20～30代の男性が多く、団塊ジュニアの世代に当たり、箕面市にはパラサイトできる環境の家庭が多いからではないか、と聞いた。でも、

1人で育児をしている女性たちも同じ状況ではないかと思う。

何より、ニートという言葉が日本で使われるようになったころ、ニートのような状態だった私にとって、他人事ではなく自分のことのように思った。以前働いたバイト先に、他の会社をすぐに辞めて来た20代前半の男性がいたが、他の人とコミュニケーションをとるのが難しく、やがて辞めることになった。周りから見ると、就労に積極的に取組む意志がないように見えた。本人は心を閉ざしており、私たちにできることは何もなかった。彼のような状況にある人にもパーソナル・サポートが必要ではないかと思う。

まずは、家から外に出る、この一歩が重要なのかも知れない。障害のボーダーに

ある人もおり、学校では気付かれなかったり、フォローできなかったのではないかな。そして、就労してもフォローできる体制が重要だ。

職員I

PSの趣旨は、従来の制度体系では救済できない個人に対して手をさしのべる仕組みとして展開されているものだが、個別の事例を情報として集約し、事業モデルとして整理していくことが本事業のいまひとつの目的でもある。

「あおぞら」では、支援対象者が、好きな日、時間に立ち寄り、簡単な作業などを通じて仲間との交流を図り、社会参加へのきっかけをつかんでいくための経験を重ねていく。この施設の「たまり場」「社会的居場所」としての機能が充実していけば面白いのではないかと思う。

いずれにせよ、個々の「人」を正面から見据えて対応していくこの事業が、社会のグローバル化のなかで取り残されていく個人に手をさしのべ、人権の大切さを我々一人ひとりの心によみがえらせていく光明となることを期待する。

職員J

就職の過程で自信を失った人、人と対面するのが苦手な人などにとっては、「あおぞら」を利用して就労できた人が引き続き通ってくることで、他の人に経験を話したり、姿を見せたりすることで、今は困っているけどあんなふうになれるかも、なりたいな、と未来像を描けることが良いと思う。

支援者は、どんなことに困っていて、どんな支援をしてあげたらよいかを感じられる、アンテナ・感性を常にもっていないといけないし、この人になら話しても大丈夫だろうなと安心感を持ってもらえるように接することも大事だという。気軽な関係が、地域の中で築けることが必要ではないかと思った。

職員K

引きこもり・ニートなど、社会と距離を置く、また置かざるを得ない人たちが増えていることにはさまざまな要因が考えられるが、近年ではインターネットの普及が大きいと考えられる。外部とのコミュニケーションがネットを通じて文字で行えるため、対面でコミュニケーションする必要がない。

また、生活に困窮しているわけでもなく、引きこもることができる居心地の良い環境が整っていることもある。親が既に住宅ローンを完済しており、衣食住の全てを親が面倒を見られる状態であれば、無理に働く必要を感じず、また、対面のコミュニケーションが苦手で、人間関係にストレスを感じるのであれば、ネットで事が足り、その方が居心地が良いだろう。

このような状況で行政がサポートすることは、福祉的側面以外に、人材を労働市場に流入させて適材適所を図ることで、経済成長による持続可能な発展にもつながる。しかし、行政が一人ひとりにオーダーメイド型のトータルサポートをすることは、「全体の奉仕者」である公務員では限界がある。また、柔軟かつ機動的な対応が求められるこれらの人たちに対して、行政で十分にサポートすることは現実的に難しい。

今後のPSのあり方として、行政が主体的に行うよりも、NPOが行う方が効果は高いと思う。行政はNPOとしっかりと連携、サポートする役割を担うべきだと考える。NPOが今後も安定的にPSを続けられるよう、事業を広域化することでNPOの組織体制を強化し、NPO職員の身分の安定を図ることが肝要だと思う。





←PS センターらいとびあ

＜お問い合わせセンター＞ 〒962-0014 茨城県東茨城郡 1丁目14番4号
 TEL:072-722-7400 FAX:072-724-9998 MAIL:info@raito-21.org URL: http://www.raito-21.org/
 受付時間 午前9時～午後4時 休館日 毎週月曜日と祝祭日
 ※月曜日に実施している事業もあります。また、月曜日が祝日の場合は休館となります。

施設などのご利用 (1F受付・事務所)
 ●お教室と事務所のご利用
 紙類: 金庫庫・多目的室・図書・音楽室・ホール・体育館ほか
 時間: 午前 (9～12時) / 午後 (13～17時)
 夜間 (18～22時)
 料金: 300円～
 (お教室と時間帯によって変わります)
 ※詳しくはお問い合わせください、ホームページをご覧ください

●印刷機のご利用
 時間: 9:00～21:00
 料金: 紙版1枚40円・インク代10枚4円・用紙1枚0.9円～ (持ち込み可)

●コピー機のご利用
 時間: 9:00～22:00
 料金: 1枚10円 (黒黒のみ)
 ◆TEL/072-722-7400 (火～日 9:00～21:30)

相談窓口のご利用 (1F事務所)
 (お気軽にお問い合わせください)
 相談内容
 ①総合生活相談【人権・福祉・性別・・・その他】
 ②教育相談【進学・進路・・・その他】
 時間
 ①火～土の 9:00～17:00
 ②火・木の 12:00～20:00
 ※上記以外の時間帯は限りなくご依頼ください。
 ◆TEL/072-722-7400

図書館のご利用 (1F)
 時間: 火～日の 10:00～19:00
 【第1金曜日はお休みです】
 値し: 貸し出しによる「おはなし会」
 ……毎月第2土曜日 11:00～11:30 (無料)
 ※本によっては、図書館にないものをリクエストすることもできます
 ◆TEL/072-722-7195

子育て支援センター「おひさまルーム」のご利用 (2F)
 時間: 月～金の 10:00～16:00
 値し: オープンスペース (未就学児と保護者の方ががプレイルームで自由に遊んでいただけるよう開放しています)
 月: 木の 10:00～12:00
 月～金の 12:00～13:00【お弁当ひろば】
 月～金の 13:00～16:00
 毎月第4木の 10:40～11:10【おはなし会】
 ※その後、存続館のオープンスペースを広く市民広場に開放します。
 ◆TEL/072-723-5433 < 総機 → 072-721-8645

こどもの居場所・育成支援「びびあふろむ」のご利用 (1F)
 時間: 火～金の 午後13:00～17:30
 土・日・祝祭日の 9:00～17:00 (月・日・祝祭日)
 ※ご利用には要約が必要です。
 ※その他様々な事業を行っています(母子・スポーツクラブ・異田あそびプログラムなど)
 ◆TEL/072-722-7004 (9:00～18:00)

らいとびあ21「差別と偏見にとらわれない市民の声を代表する人権文化の推進を使命」という活動目的のもと、これまで市民と協働で事業をすすめてきました。その使命を継ぎ、2010年4月から非営利団体として「特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北茨」がらいとびあ21を運営しています。これまで地域の暮らしづくりで培ってきた法人としての活動とノウハウを活かし、地域性や利用者にとってさらに身近で様々なニーズに応えられる「らいとびあ21」。誰もが笑顔になれる、市民などをつくる「らいとびあ21」。そんなふうにできるといい。おたがいさまの心を地域で育めるよう活動、活動を日々行います。

らいとびあニュース

No.10

らいとびあニュース、ちよこどりリニューアル。ホリウムアップも2ヶ月に一度の発行になりました。市民のみまざまにらいとびあをもっと身近に感じてもらえるよう、職員が心をこめて作っています。今後ともよろしくお願いいたします。

「パーソナル・サポート・センター・あおぞら」が薬石間谷にオープンしました。

パーソナル・サポート・センターとは？
 生活のなかで困っている、悩んでいる、まずは聞いてほしいことがある方…が気軽に立ち寄れるところをめざしています。「パーソナル・サポーター」と呼ばれる相談員が、お話を伺い、一緒に考え、必要に応じて一緒に動きます。

※らいとびあ21もこれまでどおり相談を受け付けています。

相談・ご利用は無料です。お気軽にご連絡ください。

PS あおぞら
 Personal Support Center Aozora
 「パーソナル・サポート・センター・あおぞら」
 利用時間 / 火曜日～日曜日
 10:30～16:30
 場所 / 〒662-0023 茨城県東茨城郡西二丁目8番
 104号 (国生団地・バス停前)
 TEL/072-722-7400 (らいとびあ21)
 ● 電話番号公開までの間はこらまで。

『らいとびあニュース』でも紹介されている、PSセンターあおぞら ↑

総合評価入札とは

総合評価入札は、入札制度における競争至上主義への反省から、導入され始めている制度です。就職困難者（例えば、障害者、母子家庭の母親など）への対応策として、また外国人など多様な人材の雇用促進、環境への配慮など、さまざまな目的をもっています。

行政と事業者との透明な関係はもちろん、公正な競争入札により価格の引下げを進めることは大切ですが、これまで非正規雇用を多く生み出し、低所得者を増大させるなど、入札制度の過度の強調による弊害も出ています。

競争で落札価格が大幅に下がると、企業は採算が取れないため入札に参加しなくなります。入札が成立した場合でも、低価格すぎると品質が下がってしまう可能性があります。

大阪府では、環境への配慮を評価項目として採用した総合評価入札が行われるほか、平成15年から本庁舎や運転免許試験場の清掃事業などを対象として、総合評価入札を行っています。ただ、総合評価入札はある程度大きな事業所で、施設の清掃や管理業務以外には導入しにくい面もあり、実際には契約できる業者が限られるという問題があるとされてきました。

これまで本市では、みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）の清掃業務委託において、総合評価入札を試行実施していましたが、平成24年度から新たに「契約事務手続要綱」を定め、下記のような「選択評価項目」を含めています（くわしくは本市ホームページをごらんください）。

総合評価入札はまだ過渡期の制度であり、試行錯誤の段階なので、引き続きメリット・デメリットを含めて検討した上で、入札制度と政策目的との間のジレンマを解消できれば、さらに積極的に進めるべき制度だと考えています。

分類	評価項目	評価基準及び配点
福祉への配慮	就職困難者の雇用 ※「就職困難者」とは、「60才以上の高齢者」及び「母子家庭の母」を指す。	就職困難者の新規雇用予定者数
		3人以上を新規雇用予定
		2人以上3人未満を新規雇用予定
		1人以上2人未満を新規雇用予定

		新規雇用予定なし
	障害者雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用 が義務づけられている業者（56人以上の事業所）
		障害者雇用率 3.6%以上
		障害者雇用率 1.8%以上 3.6%未満
		障害者雇用率 1.8%未満
		義務づけられていない業者（55人以下の事業所）
		障害者 2人以上の雇用あり
		障害者 1人以上 2人未満の雇用あり
		その他
		障害者の雇用
	2以上を新規又は継続雇用予定	
	1人以上 2人未満を新規又は継続雇用予定	
	その他	
	障害者の就労に係る支援体制につき、提出された 支援計画書を基に、次の項目について評価する	
	専任支援者配置	
	適性に応じた配置	
	相談等のサポート体制	
	職場定着（継続雇用）のための支援	
	上記の提案を既に実施している。	
男女協 働参画 の実現 への取 組み	育児・介護の休暇休業制度への取組み	出産育児に係る休暇休業制度の有無及び内容
		介護に係る休暇休業制度の有無及び内容
	休暇休業等の取得状況	育児休業、介護休業等の取得者数を評価 (特に男性の取得)
	セクシュアル・ハラスメント防止への取組み	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規 定の有無及びその内容を評価
	女性の採用・職域拡大への取組み	女性の採用・職域拡大への取組みを評価

◆コラム2◆

部落差別の現状

大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するため、被差別部落の所在地などを報告していたことが、5年前に明らかになりました。調査会社は広告代理店や開発業者などからの依頼で、建設予定地の周辺地域の評価や価格動向などを調査し、部落の所在を報告したもので、箕面市も含まれていました。

具体的には、「解放会館などが目立ち敬遠されるエリア」、部落を地図上で示して「一部問題がある地域」、地名をあげて「旧・〇〇部落があり、市営改良住宅化されている」などとして低く評価するほか、「校区対照表」では、部落を含む地域を「大不人気」として評価を「×」としています。大阪府が同社から事情聴取したところ、同社は事実を認めて府の指導に従い、問題表現のあるデータを消去した上で、府に改善報告書を提出し、反省と再発防止に向けた取組をするとのことでした。

この事件は、箕面市としても放っておけないと重く受け止めており、近年、このような形で部落差別が表面化したことは、今もなお差別実態があり、差別意識・避けようとする意識が根深く続いているということで、由々しき事態だと考えています。

被差別部落については、とりわけセンシティブな情報であり、差別表現あるいは差別意識を助長する報告はもちろんのこと、その土地に低い評価を行ったり、排除したり避けるといった行為は、憲法はもとより箕面市人権宣言、箕面市人権のまち条例の理念に照らしても、あってはならない問題です。

また、3年前には市内の学校を通じて、部落出身者との結婚に反対されているという事例が明らかになりました。

同じ頃に、市民の皆さんのご協力を得て行った「市民人権意識調査」において、結婚差別についての問いを設けるとともに、「住宅を選ぶ際の被差別部落への忌避意識」についての問いを加えました。その結果、部落出身者との結婚については前回（平成15年）調査と比べてあまり変化はありませんでしたが、新たに住宅を選ぶ際の忌避意識も浮き彫りになりました。部落出身者との結婚を認めない、住む場所として避ける人が少ないとは残念ながら言えない状況です（くわしくは箕面市ホームページをごらんください）。

国の同和対策は、法律が平成14年に失効したことで、対象地区を限って行なわれた特

別対策は廃止されました。この間、生活環境等の基盤整備が進み、心理的差別も解消の方向に進むなど、一定の成果を上げてきましたが、まだ、このように差別意識の解消は十分には進んでいません。また、教育課題や失業、不安定就労などの課題も残されています。したがって、今後も引き続き人権教育・啓発の取組や、当事者の自立と自己実現の支援に努める必要があると考えています。

◆コラム3◆

箕面市人権のまち条例 平成15年3月31日 条例第29号

箕面市は、にんげんの街みのおを育てることを明らかにした「箕面市人権宣言」を採択しています。また、「箕面市まちづくり理念条例」において、まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進めると定めています。そして、人権の尊重は人類共通の願いです。

しかしながら、今もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、疾病、障害があることなどによる様々な人権問題が存在するとともに、社会状況の変化などにより新たな人権問題が生じています。

また、人権は、個人の尊厳、一人ひとりの生き方を内包する幸福追求の権利であるとされるなど、人権の考え方も変わってきています。私たち一人ひとりが人権について深く考え、その内実を豊かなものにするのが求められます。

私たちは、命の尊さや個人の尊厳が大切にされ、自らの努力で、より自由、平等で、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことをめざし、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市及び市民の役割並びに施策の総合的な推進に関する必要な事項を定め、もって一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とする。

(市の役割)

第二条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点で施策を推進する。

(市民の役割)

第三条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努める。

(施策の総合的な推進)

第四条 市は、市民と協働し、人権を尊重するまちを実現する取組を進めるとともに、国及び大阪府と連携をとりながら、教育及び啓発活動の促進、相談体制の充実、人権救済その他の人権に関する施策を総合的に推進するよう努める。

(審議会)

第五条 第一条の目的を達成するため、箕面市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権を尊重するまちの実現を図るに当たり必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するほか、市が策定する人権施策の基本方針に関することについて、市長に意見を申し出ることができる。

3 審議会は、委員十人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 市民

二 市内関係団体の代表者

三 学識経験者

5 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

一 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

8 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

一 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

二 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 審議会に専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

一 部会に属する委員は、会長が指名する。

二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

10 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。(以下、附則は略)

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、なほ豊かなわたしたちの街をよまぐ愛しています。この街に住み、この街で暮らすすべての市民がたれひとりとして「人権」を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「人権」を否定することを、しっかりと向き合、それをなすために行動したいと考えています。このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、みのお市民のたからかな誇りです。わたしたちのために、あなたのために、みんなのために、人権の街みのおを育てます。日本国憲法のこころ、市民の風で、ここ箕面市を「人権の街」として宣言します。

平成五年（一九九三年）十二月二十日

箕面市

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年3月28日

箕面市

◇編集スタッフ◇

平成23年度人権行政研究会は、箕面市人権行政推進本部会議という庁内組織のもとに設置しました
(事務局：人権国際課、人権教育課)。その目的は下記のとおりです。

- ①人権担当と各部局の連携強化 ②職員の人権意識の把握及び向上
- ③市内人権状況の実態把握 ④人権情報紙の作成・編集
- ⑤関係会議への出席 ⑥差別的問合せ等への対応マニュアルの検討

平成23年度 箕面市人権行政研究会・名簿

	所 属		名 前
A. 障害者市民 事業所班	人権文化部	男女協働参画課	松澤ひとみ
	地域創造部	商工観光課	辻村 剛司
	健康福祉部	健康福祉政策課	佐佐木雅子
	消防本部	総務課	山中 大輔
B. パーソナル・ホール センター班	総務部	職員課	東 裕香
	市民部	市民サービス政策課	古野 勝也
	みどりまちづくり部	建築住宅課	印藤 光洋
	教育推進部	学校教育課	石橋 充久
	教育推進部	教育センター	桑野 啓子
	子ども部	幼児育成課	多々 摂子
	子ども部	幼児育成課	堤下 利美
	子ども部	萱野保育所	岸本ミヨネ
	子ども部	なか幼稚園	廣田 尚美
	生涯学習部	生涯学習センター・公民館担当	廣瀬 武

事務局

	人権文化部	人権国際課	寺島 正祐
			木村 尚子
	教育推進部	人権教育課	上原 麻絵
			松田 隆史

◇編集後記◇

試行版のレポート、いかがだったでしょうか。二つの取材先、労センもPSも「制度」ではなく「ひと」本位の仕事提供や支援をする、というのが共通項でした。「官」でも「民」でもなく、自治体と市民の間をつなぐ「共」の場づくり、そのために行政は何をすべきか、民間団体やNPOが担うことは何か、引き続き考えていきたいと思います。お読みになってのご感想・ご意見・ご提案は、下記の連絡先までお寄せください。

今後は、各講座・イベントでいただいたアンケート結果なども参照して、市民の皆さんの関心のあるテーマを扱いたいと思っています。毎年一回だけではありませんが、また次回もぜひごらんください。

印刷物番号
23-27

平成24年(2012年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

(事務局：箕面市人権文化部人権国際課、
箕面市教育委員会事務局教育推進部人権教育課)

発行：箕面市人権文化部人権国際課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL.072-724-6720 FAX.072-721-9907

Email. jinken@maple.city.minoh.lg.jp